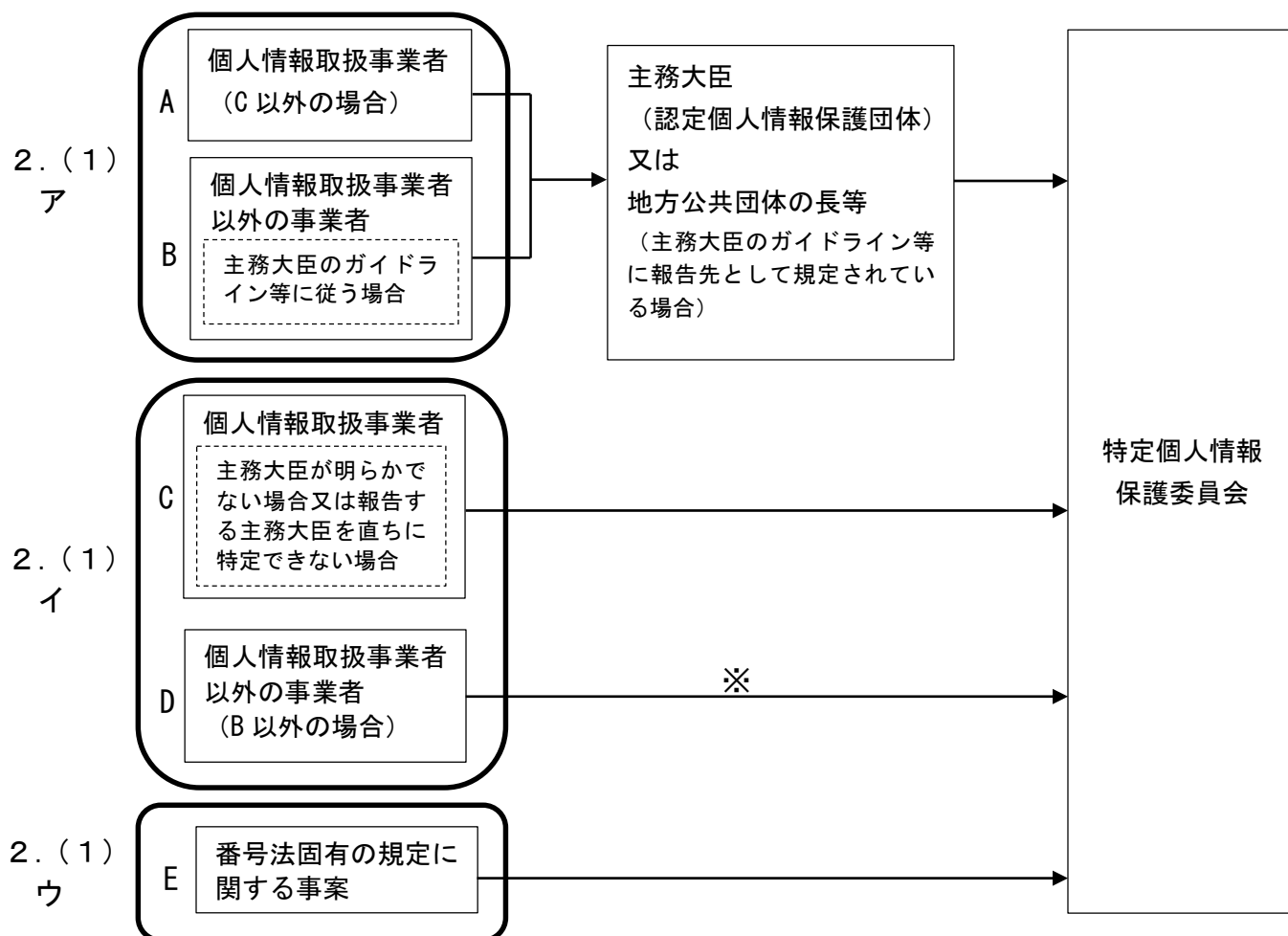


## 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告要領について

### ○ 報告の概念図（重大事案又はそのおそれのある事案の報告を除く）



※ 個人情報取扱事業者以外の事業者が報告を要しないケース

次の①～⑤全てに当てはまる場合

- ① 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合  
(本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。)
- ② 外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした事案ではない場合
- ④ 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合
- ⑤ 事案における特定個人情報の本人の数が 100 人以下の場合

#### 【報告の方法】

委員会へ直接報告する事案が発生した場合は、郵送で報告してください。

宛先： 〒107 - 0052

東京都港区赤坂 1 - 9 - 1 3 三会堂ビル 8 階

- 重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちに特定個人情報保護委員会へ報告してください。(第一報)  
その後、上記の概念図に従って報告してください。

(注) 「重大事案」とは、以下の場合を指します。

- ① 情報提供等事務を実施する者の情報提供ネットワークシステムから外部に情報漏えい等があった場合 (不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。)
- ② 事案における特定個人情報の本人の数が 101 人以上である場合
- ③ 不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合
- ④ 従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合
- ⑤ その他事業者において重大事案と判断される場合

**【報告の方法】**

重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、FAXで報告してください。

FAX : 03-3582-8286